最終更新日：2015年6月26日
小松ウオール工業株式会社
代表取締役社長 加納 裕
問合せ先：総務部株式広報課 TEL：0761-21-3234
証券コード：7949
http://www.komatsuwall.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を高めることにより、健全な企業体質を維持していくことが、企業の社会的責任であり、経営の最重要課題の一つであると認識しております。
また、株主から見た企業価値を最大化することを最優先し、コーポレートガバナンスを有効に機能させることが何より重要であると判断しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社加納アネシス	2,531,849	23.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	682,700	6.26
株式会社北國銀行	442,280	4.06
有限会社マルヨ	273,000	2.50
小松ウオール工業従業員持株会	209,540	1.92
資産管理サービス信託銀行株式会社	193,900	1.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	184,300	1.69
明治安田生命保険相互会社	154,600	1.42
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	143,200	1.31
株式会社北陸銀行	141,600	1.30

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山口　徹	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口　徹	○	・(株)共和工業所代表取締役会長 ・平成17年から平成25年まで社外監査役として選任	自身も代表取締役会長を務めており、経営者としての専門的視点からの経営判断への評価、アドバイスを得ることができるため。 また、証券取引所が規定する独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないと判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、年数回の監査報告会等を通じて情報の交換を行い、相互の連携を高めております。
また、会計監査人には、四半期、期末に偏ることなく、期中においても適宜監査を受けており、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は陸田雅彦氏と高村藤貴氏であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名及びその他6名であります。
2015年3月期において有限責任監査法人トーマツに支払った監査報酬額は次のとおりであります。
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 22百万円　非監査業務に基づく報酬はありません。
内部監査部門の内部監査室(2名)は、監査役及び会計監査人と年数回の監査報告会等を通じて情報の交換を行い、相互の連携を高めており、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価し、フォローアップしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮前　悟	弁護士										○			
松木　浩一	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮前　悟		・弁護士(平成6年に弁護士登録) ・弁護士法人米澤・宮前法律事務所 ・同事務所共同パートナー	弁護士としての専門的見地からの経営判断への評価、アドバイスが必要であるため、選任しております。
松木　浩一	○	・公認会計士(昭和56年に公認会計士登録) ・松木浩一公認会計士・税理士事務所所長	公認会計士として専門的見地からの経営判断への評価、アドバイスが必要であるため、選任しております。 また、証券取引所が規定する独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないと判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

東京証券取引所が規定する独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないと判断し、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状は取締役へのインセンティブ付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

直前事業年度(2015年3月期)における取締役及び監査役に対する報酬は、次のとおりです。
・取締役 7名 209百万円 (うち社外取締役1名1百万円)
・監査役 4名 22百万円 (うち社外監査役2名2百万円)
(注1):取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の定時株主総会において年額400百万円以内(ただし使用人兼務取締役の使用人の給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。
(注2):役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針につきましては、当社の役員報酬は固定報酬(年額報酬)とし、株主総会において承認を受けた報酬限度額の範囲内としております。取締役の報酬額については、経営内容、世間水準及び職責等を勘案し、取締役会の承認を受け決定しております。また、監査役の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役を補佐する担当セクションや専任スタッフは設置しておりませんが、社外取締役および社外監査役が必要と判断し、会社に求めたときは補佐するスタッフを用意することにしております。
社外取締役および社外監査役に対する情報伝達体制については、総務部スタッフおよび常勤監査役からされております。常勤監査役は、取締役会には全て出席する他、各種委員会、会議にも積極的に参加しており、情報を収集、分析する体制が整っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)現状の体制の概要
当社は監査役制度採用会社です。取締役は6名で、うち1名が社外取締役(独立役員)、執行役員は16名(うち取締役兼任5名)、監査役は3名で、うち2名が社外監査役(独立役員1名)であります。当社の執行役員は全員が部門長及びこれに準ずる職務を兼務しており、創業以来の小分割独立採算制度の中で、部門相互の牽制が行われ、各々が部門利益確保という業務執行責任を負っております。取締役会には、業務執行に係る重要事項は全て付議され、業績の進捗に係る議論、対策等を検討しております。また、取締役会を補完する機能として、本社・工場部門での業績検討会と営業部門でのブロック会議を、毎月1回開催し、経営環境の変化に迅速な対応と意思決定ができる体制となっております。
(2)監査・監督
イ. 監査役監査
常勤監査役が中心となり、取締役会には全て出席する他、各種委員会、会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。また、内部監査部門と連携を密にして、コンプライアンスの状況を含め随時必要な監査を実施しております。
ロ. 会計監査
有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、各四半期、期末に偏ることなく、期中においても適宜監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は陸田雅彦氏と高村藤貴氏であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名及びその他6名であります。
ハ. 内部監査
内部監査室(2名)が対応しており、監査計画書に基づき、法令遵守、リスク管理、内部統制システムの運用状況等、業務全般にわたり監査を実施し、独立した立場から、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価しています。
(3)監査役の機能強化に関する取組状況
上記、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおりです。
(4)リスク管理体制の整備・運用状況
業務執行、監督機能の強化を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しており、コンプライアンス体制の確立、浸透、定着及びリスク管理体制の整備と適切なリスク対応を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役に関しましては、平成25年6月開催の第46期定時株主総会にて、更なるコーポレート・ガバナンスの充実と経営体制の強化を図るため、社外取締役の選任を行うこととしました。
社外取締役は1名を選任しております。経営者としての専門的視点から経営を監視・評価することができ、豊富な経験と知識を持った社外取締

役が経営上の監視機能を果たすことで、より中立・公正な目で企業経営を評価できる体制であると考えております。
　社外監査役は2名を選任しております。各専門分野における豊富な知識と経験を有する社外監査役が取締役、会計監査人、内部監査部門と連携をとり、監査役会を通じて意見やアドバイスを述べる等、監査・情報交換を適宜行える体制であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	早期の情報開示と参加しやすい株主総会開催の考えから、本年は集中日を避けた6月25日（木）に開催しました。
その他	招集通知の発送日に合わせて、当社ホームページの「株主総会情報」ページに招集通知の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	アドレスは、http://www.komatsuwall.co.jp/ であります。掲載資料は、決算資料（決算短信等）、有価証券報告書(四半期報告書)、事業報告書（中間事業報告書）、プレスリリース（適時開示資料）、コーポレートガバナンスの状況、株主総会情報（招集通知、決議通知）、FAQ、株主メモ等であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署を総務部株式広報課と定め、IR担当役員及び事務連絡責任者は取締役総務本部長が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)基本的な考え方
当社では、以下の「我が社の基本理念」を経営の拠りどころとし行動します。
「我が社の基本理念」
われわれは常に一流を志向し内に礼節、勤勉、誠実を心がけ積極果敢に行動します。
一. 常に需要の動向を的確にとらえ、より良い製品、サービスを提供します。
一. 顧客に奉仕し、明るい職場環境をつくり、従業員の生活向上を図ります。
一. 限りない情熱と、たゆまぬ努力を重ね、企業の発展を期し社会のために尽くします。
また、当社では上記の「我が社の基本理念」を具体的行動に落し込んだ以下の行動指針を日ごろの業務運営の指針とします。
(行動指針)
私たちの目指すところは、誠実かつ公正な経営を実現し、企業の社会的責任を果たしていくことです。私たちは次のとおり行動します。
1.私たちは、顧客の満足を第一とし、常に最高の製品、サービスを提供していきます。
2.私たちは、法令やルールを厳格に遵守し誠実かつ公正な企業活動を行います。
3.私たちは、社員一人ひとりの人権と人格を尊重するとともに、働きやすい企業風土の実現に努めます。
4.私たちは、ステークホルダーに対して、公正で適切な情報開示に努めます。
5.私たちは、かけがえのない地球環境を守るため、環境保全の活動を通して社会に貢献します。
6.私たちは、国際化時代にあって異なる文化的伝統や慣習を尊重します。
7.私たちは、利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。
8.私たちは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度でのぞみます。
(2)整備状況
整備状況については、平成18年5月の取締役会にて、内部統制システム構築に関する基本方針を決議しました。この基本方針に基き、内部統制に関する体制、環境を整備、運用しております。(最終改定:平成27年5月)

内部統制システム構築に関する基本方針
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役および使用人が法令や定款に適合した行動ができるように「行動規範」を制定し、その徹底を図るため社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置して、コンプライアンス体制の強化推進に努める。
また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設ける。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令や社内規程に基づき、文書または電子的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
取締役および監査役は、それらの情報をいつでも閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の強化推進に努め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を決定する。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を検討する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるための体制を強化する。
取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査に必要な知識・能力を備えた人員を配置する。当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。
また、使用人の人事については監査役会の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保する。
6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
当社の取締役および使用人は、職務の執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告するものとする。
なお、当該報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。
7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について必要と判断した費用または債務の処理を求めた時は、監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその処理を行う。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。
また、監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門と情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)
当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、関係排除に取組んでおります。
(反社会的勢力排除に向けた整備状況)
1. 不当請求に関する対応統括部署は総務部とし、不当要求防止責任者を設置するとともに、事案により関係部署と協議し対応しております。
2. 石川県企業防衛対策協議会、公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター等の指導を受けるとともに、必要に応じて警察署、顧問弁護士等と連携して、反社会的勢力に対する体制を整備しております。
3. 反社会的勢力に関する情報を社内で収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「適時開示体制概要書」の内容
1. 決定・発生事実
　当社は監査役制度採用会社であり、重要な事実の決定については、定例または臨時の取締役会において、意思決定を行っております。また、重要事実となる可能性がある事象が発生した場合には、当該部門長から情報取扱責任者である取締役総務本部長に報告され、当該事象が重要事実であると確認した後、速やかに取締役会で情報の共有・確認が行われます。
　取締役会終了後、情報取扱責任者である取締役総務本部長は、関係する役員とともに適時開示規則に定められた事項に該当するか否かについて判断し、開示が必要となる場合には速やかに適時開示を行い、あわせて適時開示されたことを確認後、自社ホームページにおいても公表資料を掲載しております。なお、取締役会には監査役が出席し、正確かつ公平な情報開示に努めております。

2. 決算情報
　本決算ならびに四半期の決算情報については、取締役会において承認された後、当日中に情報取扱責任者である取締役総務本部長により適時開示が行われ、開示の確認後、自社ホームページにおいても公表資料を掲載しております。なお、取締役会には監査役が出席し、正確かつ公平な情報開示に努めております。

【参考資料】模式図

